

愛媛県教育委員会 2月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和7年2月13日（木）午後2時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 高岡哲也 委員 関 啓三 委員 北須賀逸雄

委員 畠山千愛 委員 田坂文明 委員 山下由美

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 目見田貴彦	教育総務課長 杉野将行
教職員厚生室長 徳永由香	社会教育課長 伊賀上慶樹
文化財保護課長 渡部真司	保健体育課長 白鳥和樹
義務教育課長 渡部真一	高校教育課長 川本昌宏
高校教育課魅力化推進監 細川昌弘	人権教育課長 佐々木直
特別支援教育課長 壽海雅彦	

5 会議の概要

(1) 開 会（午後2時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会2月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） それでは、始めに委員の皆様にご提案させていただきます。本日の議事のうち、その他の協議案件の令和7年度当初予算案及び令和6年度2月補正予算案について、教育委員会関係の条例の一部改正案（6件）及び教育委員会関係の請負契約の締結（2件）につきましては、今後、知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件ですが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(2) 1月定例会議事録の承認

（教育長） 1月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○令和7年1月閉会中観光スポーツ文教警察委員会の質疑内容について
(教育長) 令和7年1月閉会中観光スポーツ文教警察委員会の質疑内容について、副教育長から報告をお願いします。

(副教育長) 先月29日に、県議会におきまして閉会中の観光スポーツ文教警察委員会が開催されましたので、その概要につきまして、御報告申し上げます。

今回の議題は、「県立図書館の移転状況について」でございました。

まず、「県立図書館の現状と課題」と今月下旬に着工予定の「耐震改修等工事の概要」について説明した後、今月1日にアイテムえひめに開館しました仮設図書館に移動し、移転状況や概要等について現地調査が実施されました。

主に、現図書館の耐震化と併せ、トイレの洋式化や照明の改善、外壁改修等による利便性向上と快適な空間づくりを目指している旨、また、仮設図書館では、自由に閲覧できる図書は、これまでの11万冊から3万冊に減少するが、残る8万冊もインターネットでの事前予約により、貸し出しを可能としているほか、駐車場を2時間まで無料とするなど、利便性の向上に努めている旨説明しました。

主な質疑としましては、図書館の耐震改修について、書庫床面におけるひび割れの発生要因と対応に関する質問があり、コンクリートの乾燥や収蔵資料の重量による影響等が考えられるため、ひび割れの補修だけでなく、書庫内の強度を十分担保できるよう、床面を炭素繊維素材で覆う工事を実施する旨答弁しました。また、仮設図書館の運営について、アイテムえひめで大規模イベント等が開催される際の騒音や駐車場確保に関する質問があり、本年1月から、仮設図書館内で執務しているが、イベント等による騒音の影響はないこと、また、イベント時には、臨時駐車場も設置されることから対応できる旨答弁しました。

そのほか、図書館が所蔵する古文書等の取扱い等についても質疑がございました。

以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○重要無形民俗文化財の指定について

(教育長) 次に、重要無形民俗文化財の指定について、事務局から報告をお願いします。

(文化財保護課長) 重要無形民俗文化財の指定について、御報告いたします。

1月24日に開催された国の文化審議会において、文化財保護法に基づ

き、宇和島市の「吉田祭のお練り行事」を重要無形民俗文化財に指定するよう、文部科学大臣に答申されました。

吉田祭のお練り行事は、近世に陣屋町として栄えた宇和島市吉田町に伝承され、練車や四ツ太鼓、牛鬼など多彩な練物が出る愛媛県下を代表する祭礼行事の一つです。四国地方における祭礼行事の地域的展開や、我が国における山・鉦・屋台行事の成立や変遷を理解する上で重要であると評価されました。

今後、官報告示をもって指定されますと、重要無形民俗文化財は、3件となります。

なお、国の指定をもって、現在の県指定無形民俗文化財としての指定は失効となります。

以上で報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(北須賀委員) 今回の登録で3件とのことですが、ほかの2件は、どのようなものが登録されているのでしょうか。

(文化財保護課長) 「伊予神楽」と「石鎚黒茶の製造技術」の2件になります。「伊予神楽」につきましては、宇和島市及び北宇和郡一帯の各神社の春秋の祭りに舞われるもので、日本神話を劇化した舞で、演劇性と娯楽性を高めた芸能である採物神楽の一種であり、出雲流採物神楽の代表的なものの一つとして、古風をよく伝承し、その演技、演出法も優れているとして、昭和56年に指定されました。もう一つの「石鎚黒茶の製造技術」につきましては、令和5年に指定されまして、場所は西条市になります。茶葉を発酵させることで、「黒茶」と呼ばれる酸味をもった独特の風味の茶を製造する技術で、徳島県の阿波晩茶等とともに希少な伝承例となっており、製造の一連の工程には、手間をかけた伝統的な製法が維持されており、我が国の発酵茶の伝承や製茶技術の変遷を理解する上で重要であるとして指定されました。

以上でございます。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○令和7年3月県立高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(教育長) 次に、令和7年3月県立高等学校卒業予定者の就職内定状況について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 令和7年3月県立高等学校卒業予定者の1月末現在の就職内定状況と就職支援策について、御説明いたします。

御手元の資料を御覧ください。

この資料は、令和7年1月末現在の県立高等学校全日制・定時制課程全体の就職内定状況に関するものです。

1の表を御覧ください。令和7年3月卒業予定者7,398人のうち、19.6

パーセントの1,447人が就職を希望しており、そのうち、就職が内定した者は、県内1,154人、県外248人の合計1,402人であり、就職未内定者は45人となっています。就職内定率は96.9パーセントとなっており、前年同期より、0.2ポイント増加しており、ほぼ例年並みの水準となっており、各校においては、一人一人の希望に沿った継続的な就職支援が行われています。

2の表とグラフは、卒業予定者の就職内定率の推移を表したものです。今年度も例年どおり、9月16日から就職選考が開始され、先ほど申し上げましたとおり、本年1月末現在の内定率は96.9パーセントとなっており、例年並みの水準を維持しています。こうした結果は、ハローワーク等の関係機関や企業等、そして各校の御努力によるものであると感謝申し上げます。

3の表とグラフは、1月末現在の地区別就職内定率の経年推移を示したものです。それぞれ令和3年度から令和6年度までの推移を、東・中・南予の地域別に示しており、令和6年度は、東予地域97.1パーセント、中予地域98.3パーセント、南予地域94.9パーセントとなっています。

4と5のグラフと表は、本県高校生に対する求人状況を示したもので、愛媛労働局の調査によるものです。

4のグラフと表は、各年度の本県高校生に対する12月末現在の求人倍率の推移を示したものです。

このグラフにおいて、実線は、県内企業・県外企業を合わせた全体の求人倍率を、点線は、県内企業等に限った求人倍率を示しています。

今年度の全求人倍率は30.07倍で、前年度の26.76倍と比べて、3.31ポイント増加しています。また、今年度の県内企業等求人倍率は、3.61倍で、前年度の3.54倍に比べ、0.07ポイント増加しており、過去10年間で最も高い数値となっています。

5の表は、今年度の県内求人数及び県内求人倍率の推移を月別に示したものです。

県内各事業所の皆様をはじめ、ハローワーク等の関係各位の御尽力、御支援により、9月末時点の県内求人倍率は3.52倍で、前年に比べ、0.21ポイント増加しており、その後も前年を上回る値で推移し、12月末現在も、前年度より0.07ポイント増加しています。

高校教育課としましても、生徒が希望する職種へ就職できるよう、関連機関と連携して、引き続き、支援を進めてまいります。

県教育委員会における高校生の就職支援策について御説明いたします。

まず、1から3は愛媛労働局や知事部局と連携して行っている就職支援策です。

1の愛媛県高等学校就職問題検討会議を5月に開催し、就職慣行に関する申合せ等について検討しました。

2の愛媛労働局新卒者等人材確保推進本部会議は、5月と12月に開催

され、経済団体関係者や労働組合、学校関係者、行政関係者等が一堂に会して、地域の実情を踏まえた効果的な就職支援について協議しました。

3の事業主宛ての求人要請は、6月に行っています。

次に、各校では、4の就職活動支援員の活用や、5のジョブカフェ愛ワークと連携した生徒向け出前講座の実施など、就職支援に取り組んでいるところです。

6のキャリア教育の取組では、「高校生キャリアプランニング推進事業」を実施しており、インターンシップや人材育成講座を通して、将来、地域で活躍する姿を生徒自身に描かせることで、生徒一人一人の進学・就職に向けた主体的なキャリアプランニングを推進しています。また、「キャリア・パスポート」の活用を充実させ、自己実現に向けたPDCAサイクルを確立し、主体的に自己の将来を見通したキャリアプランを設計する生徒を育成しています。さらに、新規卒業の就職者に対して、卒業後のフォローを行うことで離職率の低減を図っています。

さらに、「えひめ未来マイスター育成事業」を実施し、全ての職業学科等において、地域や産業界と連携した実践的な取組を通して、各専門分野の卓越した技術・技能を身に付けさせるとともに、県内企業への理解を深める取組を通して、将来、地域産業を支える専門的職業人を育成しています。

また、令和5年度から実施している「ソーシャルチャレンジ for High School事業」は、高校生が、地域社会と連携しながら地域課題の解決を図る体験的な活動を実践するとともに、愛媛で働く魅力の発信、多世代交流等の様々な活動を行うことにより、地域に愛着を持ち、地域社会で主体的に活躍できる人材を育成することを目的に実施しています。

特に、地域の課題解決プロジェクトでは、県立高等学校及び県立中等教育学校55校が体験活動を実施し、イベントの企画・運営、宣伝・広告、商品の開発など、地域の課題解決に向けた研究活動や、高校生による地域の魅力再発見・PR動画の作成に取り組んでいます。これらの活動を通して、地域社会で主体的に活動できる人材を育成したり、愛媛で暮らすことや働くことの意義を再発見させたりすることを狙いとしています。

今後も、経済の動向を注視しながら、ハローワーク、ジョブカフェ愛ワーク等の関係機関と緊密な連携を図り、現在、就職が未内定の生徒に対するきめ細かな支援を行い、高校生が夢と希望を持って社会へ出ていく第一歩を無事踏み出すことができるよう、一人一人の希望に沿った継続的な支援を行っていきたいと考えています。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(畠山委員) 卒業予定者の就職内定状況について、定時制の就職希望者の約半数が就職未決定者になっていますが、何か理由があるのでしょうか。

(高校教育課長) 定時制の場合は、全日制とは事情が少し異なりまして、そもそも就職している生徒もいますし、アルバイトをしながら勉強している生徒もいますので、全日制とは状況が違うところがあるかと思えます。無事に卒業して、仕事を決めるという目標は全日制と変わりませんが、様々な事情がありますので、一人一人の考え方に寄り添いながら指導しているところです。

(山下委員) 「高校生キャリアプランニング推進事業」について、卒業後のフォローを行うことで就職率の低減を図るとありますが、就職の決まらなかった生徒に対してもフォローがあるのでしょうか。

(高校教育課長) 就職が決まらなかった生徒に対しても、声を掛けるなど、気にかけています。ちなみに、昨年度ですが、令和6年3月の新規卒業者のうち、就職未決定者が全日制13人、定時制3人、合計16人いましたが、そのうち3人の生徒は1月末までに就職先が決定したことが確認できています。また、ほかの未決定者13人については、いずれもアルバイトをしながら就職先を探していることが確認できており、元担任の教員を中心に、学校内で情報共有を図りながら進めているところです。

(山下委員) 企業も人手不足で、ハローワークに要望を出してもなかなか人が集まらないところもあるので、高校の先生方が地元の企業と個別にマッチングをするなど、そういったことも進めると、企業側も人材確保につながるのではないかなと思います。

(高校教育課長) 基本的には地域の企業を見学させていただいたり、地域の企業の方に講演に来ていただいたりといった取組を進めており、地域の方の意見を聞きながら自分の将来について考えることができる非常に良い機会だと思いますので、そういったマッチングを、学校の実情に応じて進めていきたいと考えています。

(教育長) 定時制で11人の就職先が決まっていない状況というのは、企業側が生徒のことを知らないからなのか、あるいは企業側はウェルカムだけれども、生徒たちがお断りしているのでもまだ職に就けていないのか、その辺りまでは分析できていないのでしょうか。

(高校教育課長) 分析できている場合の方が多いです。アルバイトをしており、その生徒にとっては今の生活が居心地が良いといった場合や、都会に出てこんな仕事をしたいけれど、今のところはその資金を稼ぐためにアルバイトをしているなど、生徒それぞれの状況を尊重しながら進めているところです。

(教育長) 職を望んでいるけれど職がないという状況ではないということですか。

(高校教育課長) はい。

(教育長) ほかにございませんか。

(関委員) 県内求人倍率は年々アップしていて、内定者数を地域別に見ると東予が一番多いのですが、求人数についても、大体この地域割合に

なっているのでしょうか。

(高校教育課長) 今、手元に地域別の求人数は持ち合わせておりません。

(教育長) データとしてはあるのですか。

(高校教育課長) データとしてはございます。

(教育長) また後ほどお願いします。

(関委員) 中予も相当な求人を出していると思うのですが、マッチングが悪いのかなと思って、少し気になりました。

(高校教育課長) 求人数と地域の関係なのですが、例えば、南予の方で、家から通える企業に就職したいけれども、条件が合わないため、仕事が決まっていないという現状があるのではないかと思い、学校の担当者に確認してみたのですが、そういったことはありませんでした。学校の担当者や保護者等は、ある程度、県内を中心に幅広く、どこの地域に住んでいるのかなども考慮して探してはいるのですが、現時点でまだ決まっていない生徒というのは、やはりそれなりの事情があります。例えば、今までは進学を目指していたけれど、急に就職希望に切り換えていたり、内定が決まりかけていたけれど、急にやりたい仕事が変わって未決定の状態となっていたりするなど、それぞれの事情によるところが大きいので、事情を考慮しながら進めているところです。

(教育長) ほか、特によろしいのでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了し、議案審議に移ります。

(4) 議 事

議案審議

○議案第2号 愛媛県指定有形文化財の指定、愛媛県指定有形文化財の指定の解除並びに愛媛県指定無形文化財の指定及び当該無形文化財保持者の認定について

(教育長) 愛媛県指定有形文化財の指定、愛媛県指定有形文化財の指定の解除並びに愛媛県指定無形文化財の指定及び当該無形文化財保持者の認定について、事務局から説明をお願いします。

(文化財保護課長) 愛媛県指定有形文化財の指定、愛媛県指定有形文化財の指定の解除並びに愛媛県指定無形文化財の指定及び当該無形文化財保持者の認定について、御説明いたします。

資料を御覧ください。

指定する有形文化財は、「妙泉寺地蔵堂」など4件、指定を解除する有形文化財は、「太刀 銘 国継」1件、指定する無形文化財は「伊予緋」、認定する当該無形文化財の保持者は、白方宣年氏及び村上君子氏です。

指定する有形文化財について、御説明いたします。

1件目の「妙泉寺地蔵堂」は、中国から伝来し当時最先端の建築様式である「唐様」を取り入れた室町時代の仏堂です。中世の南予地域にお

ける建築文化を示すものとして貴重であり、愛媛県の建築史上重要な文化財となります。

2件目の「絹本著色両界曼荼羅」は、鎌倉時代から室町時代に描かれたもので、明治期に高野山から光徳院にもたらされた大幅の仏画です。愛媛県内に所在する両界曼荼羅の中では最古級のものとして、貴重なものです。

3件目の「木造馬頭観音菩薩坐像」は、三面八臂の忿怒の相を現した金色の仏像で、京都からもたらされたと言われ、優れた仏師の技量がうかがえます。全国的にも稀少な鎌倉時代の馬頭観音像です。

4件目の「紺紙金字法華経等」は、大山祇神社に伝来する、紺色の紙に金字で法華経等が書かれた、平安時代後期の巻物です。愛媛県下でも希少な平安時代の典籍として、貴重なものとなります。

これらは、愛媛県にとって重要なものであることから、愛媛県文化財保護条例第10条第1項の規定に基づき、有形文化財に指定しようとするものです。

次に、指定を解除する有形文化財について、御説明いたします。

本件は、所有者が売却し、県外へ流出した「太刀 銘 国継」について、愛媛県文化財保護条例第11条第1項の規定に基づき、有形文化財の指定を解除するものです。

次に、指定する無形文化財及び認定する無形文化財の保持者について、御説明いたします。

指定する無形文化財は「伊予絣」です。

「伊予絣」は、藍の先染めによる平織の木綿絣で、久留米絣、備後絣とともに日本三大絣の一つとして全国に知られており、愛媛県の工芸の歴史上、重要な位置を占める染織技術の一つであることから、同条例第26条第1項の規定に基づき、無形文化財に指定しようとするものです。

また、無形文化財「伊予絣」の保持者である白方宣年氏及び村上君子氏は、伊予絣の高度な製造技術を体得し、精通している技術者であり、保持者として相応しいことから、同条例第26条第2項の規定に基づき、当該無形文化財の保持者に認定しようとするものです。

なお、以上につきましては、1月29日に開催されました愛媛県文化財保護審議会に諮問したところ、同審議会より、適当である旨の答申があったところです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 基本的なことですが、指定には所有者の同意は必要でしょうか。

(文化財保護課長) はい。同意が必要です。

(山下委員) 指定された文化財が売却されたとのことですが、個人が指

定された文化財を売却することは問題ないのでしょうか。

(文化財保護課長) 法令上は、個人の所有権や財産権は尊重しなければならないとされており、問題はないのですが、指定した文化財には、そういったことがあってほしくはないです。そういった情報を得たら、所有者の方には考え直してもらえないか、県指定の文化財であれば、県内での売却ができないかをお願いするのですが、できることはそこまです。過去10年の県内での売却件数は1件で、頻繁にあるものではありません。

(教育長) 逆に、他県から文化財が入ってきた場合、県はどのような対応をするのですか。

(文化財保護課長) 他県から入ってきたという事例は把握していませんが、仮に他県から情報があった場合、他県指定の文化財であれば、審査会を開いて、愛媛県での指定を検討することになると思います。国の指定文化財であれば、国内の動きに対して指定の解除はされないもので、所有者変更の手続きをします。

(教育長) 今回の件については、移動先の県に連絡するのですか。

(文化財保護課長) 連絡する予定です。

(教育長) ほかに、特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第2号愛媛県指定有形文化財の指定、愛媛県指定有形文化財の指定の解除並びに愛媛県指定無形文化財の指定及び当該無形文化財保持者の認定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) 以上で議案審議を終了します。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

(教育長) その他の協議に移る旨宣する。

(5) その他

○令和7年度当初予算案及び令和6年度2月補正予算案について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(副教育長) 愛媛県議会2月定例会に提案予定の令和7年度当初予算案及び令和6年度2月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(田坂委員) エキスパート・ティーチャーについて、過去に養成したエキスパート・ティーチャーとは別の者を認定するのか質問する。

(義務教育課長) 現在のエキスパート・ティーチャーは、過去に養成したエキスパート・ティーチャーとは別の者であり、認定するというものではない旨答える。

- (田坂委員) 魅Can部について、複合的な部活動なのか質問する。
- (保健体育課長) 魅Can部は、その地域に根差して活性化の主軸となる部活動を精選し、戦略的に残すために、学校が推薦して、教育委員会で指定する部活動である旨答える。
- (田坂委員) 従来からある部活動を指定するのか質問する。
- (保健体育課長) そうである旨答える。
- (北須賀委員) 文部科学省の発表では、愛媛県の小・中学校の児童生徒の運動能力が全国平均を下回っていたが、この結果をどう受け止めたら良いのか、また、少しでも底上げにつながる授業を実施しているのか質問する。
- (保健体育課長) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査が毎年行われ、国の方針で全国順位は示されていない旨述べ、調査結果から数値が低い部分を把握して、運動能力の底上げを図るために、必要な運動を体育の授業に反映させたり、家庭でもできる運動を教えたりするなどの取組をしており、全国平均を上回りたいと考えている旨答える。
- (北須賀委員) 運動能力の底上げにつながる取組を反映した事業はないのか質問する。
- (保健体育課長) 学校体育指導力向上事業費が該当する旨、その中で開催する学校体育指導力向上委員会で得た意見を、運動能力の底上げにつながる取組に反映させていく旨答える。
- (北須賀委員) 平均以上を目指すのが望ましいのであれば、調査結果を活用して、運動能力の底上げに取り組んでほしい旨意見を述べる。
- (関委員) デジタル・シティズンシップ育成アプリの開発について、説明を求める。
- (義務教育課長) えひめデジタル・シティズンシップ育成事業費の概要を説明する。
- (関委員) アプリの環境自体はクローズド環境であり、その中だけで使用するというのか質問する。
- (義務教育課長) そうである旨答え、アプリの環境の概要を説明する。
- (田坂委員) 不登校対策として、市町が独自に支援員を雇い、校内サポートルームを増やす動きがあるのか質問する。
- (義務教育課長) 市町が独自に横展開をさせている状況がある旨、令和7年度から開始される国の新規補助事業を活用して、更なる市町の横展開につなげていきたい旨答える。
- (田坂委員) これまでに蓄積されたサポートルーム設置の取組の成功事例を、県から各市町に広めてほしい旨意見を述べる。
- (北須賀委員) 予算の中に、各教室のプロジェクターに関する予算が含まれているか質問する。
- (高校教育課長) 各学校のプロジェクターの修繕等に対応する予算が含まれている旨答える。

(北須賀委員) 弓削高校を視察した際、授業で使用していたプロジェクターの画面が薄く、文字が見えづらい印象が少しあった旨述べ、可能であれば調査を含めて対応してほしい旨、状況によっては予算化も必要と感じた旨意見を述べる。

(高校教育課長) 機器の状況を確認して、個別に対応していきたい旨答える。

(北須賀委員) 対応を進めてほしい旨述べる。

(畠山委員) 多世代交流推進インストラクターの養成について、詳しい説明を求める。

(社会教育課長) えひめっ子多世代交流推進事業費の概要を説明し、多世代交流推進インストラクターを養成して、取組を広げていきたいと考えている旨答える。

(畠山委員) 多世代交流推進インストラクターの対象は誰なのかを質問する。

(社会教育課長) 市町教育委員会の関係職員、地域で活動する自治会関係者、地域活動の中で社会教育に携わっている者を対象と想定している旨答える。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 県立学校及び市町立小中学校の職員定数を改めるため、愛媛県学校職員定数条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(高校教育課長) 人事委員会の報告及び勧告を受け、公民較差の解消のため、教育職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(高校教育課長) 刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、教育職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(特別支援教育課長) 愛媛県県立学校設置条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○東予総合高校新館新築工事の請負契約の締結について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(高校教育課長) 愛媛県議会2月定例会に提案予定の東予総合高校新館新築工事の請負契約の締結について、説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○松山城北特別支援学校(仮称)食堂棟新築工事の請負契約の締結について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(特別支援教育課長) 愛媛県議会2月定例会に提案予定の松山城北特別支援学校(仮称)食堂棟新築工事の請負契約の締結について、説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) その他の協議を終了し、非公開案件の審議を終了する旨宣する。

(6) 閉会(午後3時20分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会2月定例会を閉会いたします。